

憲法破壊と歯止めなき戦争国家への道—集団的自衛権行使容認は許さない
(談話)

2014年5月16日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

安倍首相は15日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告を受けて、憲法9条の解釈を変更する立場を表明しました。

これは、これまでの憲法解釈を根本的に転換して自衛隊による海外での武力行使を可能にしようとするものであり、許されません。私たちは、安倍内閣の暴挙に強く抗議するものです。

戦後日本の歴代自民党政権は、「日本は主権国家である以上、自衛権を有しているが、憲法9条の下では行使できない」との立場をとってきました。

一方では、1978年の日米防衛協力の指針で米軍に後方地域支援をおこなうことが決められ、2003年にはイラク特措法により自衛隊がイラクに派兵されるなど、日米の戦争協力体制が強化されてきました。しかし、そこでも「殺し殺される」戦闘行為に自衛隊は参加できませんでした。

安倍内閣はいま、「国際環境の変化」を理由として、架空の事例を列挙して国民の不安をあおり、武力行使への制約を憲法解釈の変更によって取り払おうとしています。

安倍首相は15日の記者会見で、「安保法制懇報告のすべてを検討対象にはしない」、「限定的に集団的自衛権を行使する」などと述べて、抑制的な姿勢を演出しようとしています。しかし、報告がいう、集団的自衛権行使の条件である「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」かどうかは「政府が総合的に勘案」とされており、武力行使に何の歯止めもないものです。このような解釈改憲の先には明文改憲が狙われており、断じて許すことはできません。

集団的自衛権の行使容認は、安倍内閣のすすめる大軍拡路線、日米軍事一体化と不可分のものであり、日米安保条約の侵略的強化にほかなりません。

国の進路の基本にかかわる政策を、法的根拠のない私的懇談会の報告をもとに、一内閣の判断で変更することは、立憲主義にそむくものであり、憲法原則への著しい蹂躪です。

このような集団的自衛権行使容認に対して国民は、厳しい批判の目を向けており、各メディアの世論調査でも「反対」が「賛成」を大きく上回っています。いま政府に求められているのは、集団的自衛権の行使容認ではなく、憲法9条を活かした外交努力です。

私たちは、安倍内閣の暴走と正面から対決して、解釈改憲も明文改憲も許さない国民世論をさらに広げる運動への決意を表明するものです。

以上